

第二期仙台市自殺対策計画の全体構成について(案)

第 1 章	計画の策定にあたって
(1)背景と目的	・ 策定にあたっては、令和 4 年 10 月に見直された自殺総合対策大綱を踏まえる。
(2)基本理念、基本認識	・ 基本理念や基本認識は、第一期計画と同様とする。
(3)計画期間	・ 計画期間は、令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 年間とする。
第 2 章	現状と課題
(1)第一期計画の基本方針	・ 4 つの方向性と 4 つの重点対象（若年者、勤労者、自殺未遂者等ハイリスク者、被災者）の両面から、関係機関等とも密に連携を図りながら、総合的かつ効果的な自殺対策を進める。
(2)第一期計画期間中の自死等の傾向	・ 自殺死亡率は、令和元前は前年と比較して低下したものの、令和 2 年以降は高止まり状態にある。4 つの重点対象については、第一期計画策定前と同様の傾向が続いている。 *その他、計画期間中の社会経済状況に関する重大な要因として、コロナウイルス感染症の影響や、自死に影響を与えたと考えられることについて、国の大綱や協議会からの意見等を基に記述する。
(3)第一期計画の振り返り	・ 上記 (2) を踏まえ、自殺予防を実現するために必要と考えられる 10 の状態（社会全体のレベルの 4 つの状態、身近なコミュニティ・対人関係のレベルの 3 つの状態、個人のレベルの 3 つの状態）について整理する。 ・ 4 つの取組みの方向性に基づき、未然防止やより早期の段階から、幅広い取組みを行い、自死につながり得る要因の解消を目指す必要がある。また、引き続き 4 つの重点対象に対して十分な対策を講じる必要がある。
第 3 章	基本的な考え方
(1)計画目標	・ 自殺死亡率：平成 27 年比で 36%以上低下（H27：17.6→R10:11.3） ・ 上記の目標を達成するために必要な 10 の状態に関して、それぞれの到達目標を定める。
(2)基本方針 4 つの取組みの方向性 4 つの重点対象	・ 上記 (1) の状態を目指すため、本市における自殺対策の基本方針である 4 つの取組みの方向性、4 つの重点対象を第一期計画から継承する。
(3)基本方針を踏まえた自殺対策の全体像	・ 上記(1)(2)をまとめ、自殺対策計画の全体像として示す。
第 4 章	自殺対策を推進するための具体的な取組み
(1)自殺予防のために必要となる状態に関連する取組み	・ 第 3 章(1)に示す 10 の状態ごとに、関連する取組みを全て記載する。
(2)重点対象に関する取組み	・ 4 つの重点対象ごとに、関連する取組みを記載する（上記(1)を組み替えて示す）。
第 5 章	対策を推進する体制
(1)自殺対策の評価・検証	・ 評価検証の方法 ①毎年度：個々の取組みについて、担当部署による定性的自己評価。 ②計画期間中に 1 回：市民意識調査を行い、第 3 章(1)に示した各状態の目標達成状況を測定。 いずれについても、結果に基づき必要な改善を行う。
(2)進捗管理体制	・ 仙台市自殺総合対策庁内連絡会議での進捗状況の把握と共有、仙台市自殺対策連絡協議会からの意見、提案。
資料編	
自殺対策を推進するための取組み一覧	・ 第 4 章(1)に示した全ての取組みを、方向性の順や、重点対象の別などで並べ替えたものを示す。

第一期計画と第二期計画の新旧対称表

第一期計画	第二期計画
<p>第1章 総論</p> <p>(1) 計画策定の背景と目的</p> <p>(2) 本計画の期間</p> <p>(3) 計画目標</p>	<p>第1章 計画の策定にあたって</p> <p>(1) 計画策定の背景と目的</p> <p>(2) <u>基本理念、基本認識</u></p> <p>(3) <u>計画期間</u></p>
<p>第2章 自死をめぐる現状分析</p> <p>(1) 本市における自殺者数と自殺死亡率の推移</p> <p>(2) 属性の観点から見た自死等の傾向</p> <p>① 年代別の傾向</p> <p>② 職業別の傾向</p> <p>③ 自殺未遂歴と取り巻く環境について</p> <p>④ 東日本大震災の被災者について留意すべき動向</p> <p>(3) 本市の主な特徴</p>	<p>第2章 <u>現状と課題</u></p> <p>(1) <u>第一期計画の基本方針</u></p> <p>(2) <u>第一期計画期間中の自死等の傾向</u></p> <p>(3) <u>第一期計画の振り返り</u></p>
<p>第3章 基本的な考え方</p> <p>(1) 基本認識</p> <p>(2) 基本理念</p> <p>(3) 基本方針</p> <p>① 4つの取組みの方向性</p> <p>② 4つの重点対象</p>	<p>第3章 基本的な考え方</p> <p>(1) <u>計画目標</u></p> <p>(2) <u>基本方針</u></p> <p>① 4つの取組みの方向性</p> <p>② 4つの重点対象</p> <p>(3) <u>基本方針を踏まえた自殺対策の全体像</u></p>
<p>第4章 基本方針に沿った取組みの視点</p> <p>(1) 4つの方向性ごとの主な取組み</p> <p>【方向性1】 一人ひとりの気づきと見守りの推進</p> <p>【方向性2】 人材の確保と育成</p> <p>【方向性3】 対象に応じた支援</p> <p>【方向性4】 自殺対策に関するネットワークの構築</p> <p>(2) 4つの重点対象に対する取組み</p> <p>【重点対象1】 若年者</p> <p>【重点対象2】 勤労者</p> <p>【重点対象3】 自殺未遂者等ハイリスク者</p> <p>【重点対象4】 被災者</p>	<p>第4章 <u>自殺対策を推進するための具体的な取組み</u></p> <p>(1) <u>自殺予防のために必要となる状態に関連する取組み</u></p> <p>(2) <u>重点対象に関する取組み</u></p>
<p>第5章 対策を推進するための具体的な取組み</p> <p>【方向性1】 一人ひとりの気づきと見守りの推進に関連する取組み</p> <p>【方向性2】 人材の確保と育成に関連する取組み</p> <p>【方向性3】 対象に応じた支援に関連する取組み</p> <p>【方向性4】 自殺対策に関するネットワークの構築に関連する取組み</p>	
<p>第6章 対策を推進する体制</p> <p>(1) 自殺対策の評価・検証</p> <p>(2) 推進体制</p>	<p>第5章 対策を推進する体制</p> <p>(1) 自殺対策の評価・検証</p> <p>(2) 推進体制</p>
<p>資料編</p> <p>本計画の策定経過</p> <p>市民意見募集の概要</p> <p>仙台市自殺対策連絡協議会委員名簿</p> <p>仙台市自殺対策連絡協議会設置要綱</p> <p>仙台市自殺総合対策庁内連絡会議設置要綱</p>	<p>資料編</p> <p><u>自殺対策を推進するための取組み一覧</u></p> <p>本計画の策定経過</p> <p>市民意見募集の概要</p> <p>仙台市自殺対策連絡協議会委員名簿</p> <p>仙台市自殺対策連絡協議会設置要綱</p> <p>仙台市自殺総合対策庁内連絡会議設置要綱</p>